

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	北区第50回衆議院議員総選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務	
発 注 課	北区市民部総務企画課	
選 定 事 業 者	株式会社中央ネームプレート製作所	
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）		
<p>本業務は、市選管において調達（レンタル）した掲示板を使用し、ポスター掲示場の設置撤去を行うものである。</p> <p>本業務のうちポスター掲示場の設置については、過去実績及び業者への聴き取り結果により、掲示板の引渡し後最低でも6日間の期間が必要であり、公示日の2日前である10月13日が設置期限であることから、遅くとも10月8日までに履行を開始する必要がある。</p> <p>一方で、今回の衆議院議員総選挙については、任期満了年度に執行されるものではないことから、執行経費は令和6年度当初予算に計上されておらず、本業務に係る経費は予備費充用により措置することになる。予備費充用後執行可能となるのが10月4日となる見込みであることから、早くとも10月4日以降でなければ契約に係る事務手続きを行うことができない。</p> <p>また、過去の同種業務に係る入札参加要件として、「過去7年以内において、本市またはその他官公庁が発注する選挙管理委員会のポスター掲示場に係る製作設置及び撤去業務を請け負った実績があること」を掲げていた。これに加え、今回の業務については、上記のとおり極めて短期間で業務を完了させる必要があり、履行前に現地確認等の準備を行うことも日程上困難であることから、たとえ他市や他区において同種業務を履行していたとしても、過去7年間に当区内で同種業務の請負実績のある事業者でなければ、適正な業務履行を担保することができない。この条件に合致する株式会社中央ネームプレート製作所に対し聴き取りを行ったところ、今回の選挙においても履行可能との回答を得たところである。</p> <p>以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、特定随意契約により本業務の調達を行うものとし、上記事業者を契約の相手方として選定する。</p>		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
決 定 日	令和6年10月1日	